

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 17 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

海砂採取による海域影響調査業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和 53 年長崎県告示第 975 号）」に基づき、入札参加資格者名簿に登録された者で、次の要件を満たしている者であること。
 - ア 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）により、建設コンサルタント「建設環境部門」の登録を受けている者であること。
 - イ 本店又は支店（支社・営業所等を含む）において、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に規定する測量業者の登録を受けている者であること。
- (2) 前項の入札参加資格者名簿において、本店又は支店（支社・営業所等を含み、当該支店に係る 5 の(3)に掲げる委任状を提出する場合に限る。）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- (3) 平成 27 年度から令和 6 年度までの間に、海域において、次の全ての業務（同種の業務を含む）を元請けとして履行した実績があること。
 - ① 深浅測量
 - ② 水質調査
 - ③ 底質調査
 - ④ 海生物調査（ROV 調査に限る）
- (4) 次の条件を全て満たす管理技術者を配置できること。
 - ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づき登録された技術士（建設部門（選択科目「建設環境」）、水産部門（選択科目「水産資源及び水域環境」）又は総合技術監理部門（選択科目「建設－建設環境」又は「水産－水産資源及び水域環境」）、建設コンサルタント登録規程に基づき認定された技術管理者（建設環境部門）、若しくは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会により登録されたシビル コンサルティング マネージャ（RCCM）の資格保有者（専門技術部門「建設環境」）
 - イ 平成 27 年度から令和 6 年度までの間に、海域において、次のいずれかの業務（同種の業務を含む）を

履行した実績があること。

- ①深浅測量
- ②水質調査
- ③底質調査
- ④海生生物調査（ROV 調査に限る）

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、(2) に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
3 の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和 7 年 6 月 30 日までの間（県の休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。
- (2) 申請書の入手方法
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 委任状
 - ウ 印鑑届（様式第 2 号）
 - エ 3 の(3)を証する書類（契約書の写し及び履行証明書等）
 - オ 3 の(4)を証する書類（契約書の写し及び履行証明書並びに技術士登録証の写し等）※ イについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号
(名称) 長崎県土木部監理課
(電話) 095-894-3018

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 8 年 3 月 31 日までとする。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2 の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。